



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第50号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

みつばちについての腐蛆病まん延防止規則の一部を改正する規則

（食料安全推進課） 2

公布された条例等のあらまし

◇みつばちについての腐蝕病まん延防止規則の一部を改正する規則（規則第23号）

1 規則の概要

- (1) 規則の題名を蜜蜂についての腐蝕病まん延防止規則に改めることとした。
- (2) 規定の整理（第1条―第6条・様式第1号・様式第2号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

みつばちについての腐蝕病まん延防止規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第23号

みつばちについての腐蝕病まん延防止規則の一部を改正する規則

みつばちについての腐蝕病まん延防止規則（昭和31年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

蜜蜂についての腐蝕病まん延防止規則

第1条中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第2条中「みつばち等」を「蜜蜂等」に、「みつばち及び採みつ」を「蜜蜂及び採蜜」に、「みつばちの」を「蜜蜂の」に、「巣わく」を「巣枠」に、「はちみつ」を「蜂蜜」に、「みつろう」を「蜜ろう」に改める。

第3条中「みつばち等」を「蜜蜂等」に改める。

第4条第1項中「みつばち等」を「蜜蜂等」に改め、同条第2項中「みつばちについての腐蝕病検査申請書」を「蜜蜂についての腐蝕病検査申請書」に、「みつばち等」を「蜜蜂等」に改め、同条第3項中「みつばちについての腐蝕病検査証明書」を「蜜蜂についての腐蝕病検査証明書」に改める。

第5条中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第6条第1項中「みつばちに」を「蜜蜂に」に、「みつばち等」を「蜜蜂等」に改める。

様式第1号中「みつばちについての腐蝕病検査申請書」を「蜜蜂についての腐蝕病検査申請書」に、「みつばち等」を「蜜蜂等」に、「みつばちについての腐蝕病まん延防止規則」を「蜜蜂についての腐蝕病まん延防止規則」に改める。

様式第2号中「みつばち等」を「蜜蜂等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。